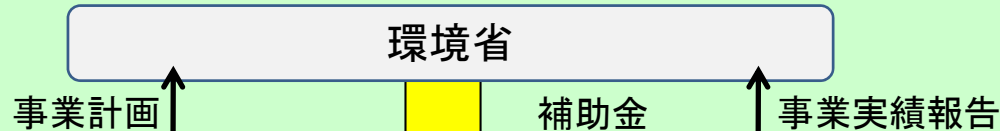


中核市・特例市グリーンニューディール基金の創設

- 平成20年6月、地球温暖化対策推進法の改正により地方公共団体実行計画の策定を義務付け。
- 中核市・特例市に、実行計画に基づく取組を支援するための基金を造成し、地域の取組を支援。

各地域の実情に応じて、地方公共団体実行計画の着実な実施を促進することにより、1990年比25%削減という目標の達成を目指す



地方公共団体事業への充当
民間事業者への補助等

基金を造成
3年間で取り崩して活用

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画に基づく事業

<基金を活用して行う事業例>

- ・各自治体の公共施設や民間事業者等の施設・設備について、複数の省エネ技術を組み合わせて効果的に実施する省エネ改修
- ・地域における公共交通機関の利用者の利便の増進等に資するためのガソリン車からの代替促進
- ・間伐材等の地域資源を有効に活用するための設備の整備等

を支援

(基金対象事業の例)



太陽光パネルの設置

二重サッシ化などの断熱改修

LED照明の導入

複合的改修の例



地域独自の工夫を活かしたコミュニティサイクルの取組



間伐材等、地域独自の資源を活用したペレットストーブやペレットボイラーの導入

※都道府県・政令指定都市に対しては、平成21年度補正予算において、地域グリーンニューディール基金を造成し、地方公共団体実行計画に基づく取組を支援。